

ふじパワフル85計画Ⅲを策定しました

スリー



ふじパワフル85計画Ⅲとは

市内の高齢者数は、増加傾向が続くと予想されています。そのような現状を踏まえ、生きがいを持った生活を送るための支援、生涯を通じた健康づくりや要介護状態になることの予防、要介護・要支援状態になってもその人らしく安心して生活できる環境をつくることを目指して、「ふじパワフル85計画Ⅲ」を策定しました。

計画期間／平成24～26年度（3年間）

基本目標と施策

基本目標1

高齢者が積極的に活動できる環境づくり

高齢者が学習活動や趣味、スポーツなど、自主的な活動を楽しむ機会と積極的に社会貢献できる環境の整備をします。

【具体的な施策】

- ・生涯学習支援
- ・世代間交流の推進
- ・地域の社会資源としての人材活用

基本目標2

高齢者が健康で過ごすための意識づくり

地域における健康活動の推進と医療体制の充実・連携強化を推進します。また、要介護状態になる高齢者の増加を抑制するために、個々の状態に応じた介護予防事業を推進します。

【具体的な施策】

すべての高齢者を対象とした介護予防事業の推進

- ・健康に対する意識の啓発
- ・保健サービスの充実
- ・地域医療体制の充実

基本目標3

高齢者が安心して生活できる支援体制づくり

高齢者の認知症予防や認知症の人と家族への支援に取り組むとともに、在宅で生活する高齢者や、介護を必要とする高齢者への各種サービスの提供体制の充実を図ります。また、高齢者が尊厳を維持した生活を継続できるような地域社会の実現を目指します。

【具体的な施策】

- ・認知症の早期発見と予防への取り組み
- ・認知症の人と家族への支援
- ・日常生活支援
- ・介護保険サービスの基盤整備
- ・高齢者虐待の防止
- ・成年後見制度の利用支援

重点施策

基本目標4

高齢者が暮らしやすいまちづくり

高齢者にとって暮らしやすい生活環境の整備と緊急時に生命・財産などを守れるような安全・安心のまちづくりを強化します。

【具体的な施策】

- ・高齢者が安心して生活できる住宅の整備
- ・防災、防火、防犯対策の推進

基本目標5

高齢者の生活を地域で支える体制づくり

高齢者の生活を支援する体制を充実させるよう、地域包括ケア体制の推進を図ります。また、地域で生活する高齢者を支援するための人材育成を推進します。

【具体的な施策】

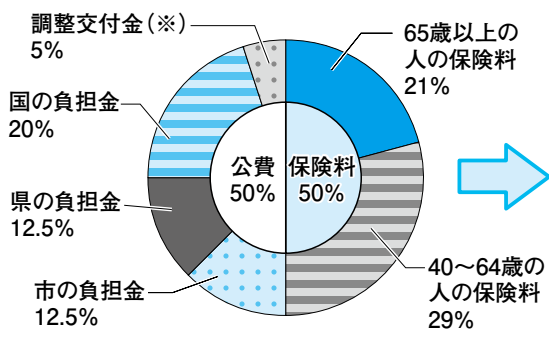
- ・地域包括支援センターの機能強化
- ・高齢者の見守り支援体制の充実
- ・地域の活動団体の育成・支援

基本目標6

推進体制の充実

毎年度、計画の実施及び進捗状況の確認をし、評価を行います。

介護保険料が見直されます



富士市の介護サービス総費用のうち65歳以上の人の負担分(総費用の21%)

富士市の65歳以上の人数

基準額

基準額とは、各所得段階において保険料額を決める基準になる額のことです。

(※)調整交付金は、5%を基準として国から市町村に交付される財源です。富士市に交付される調整交付金は5%に達しないため、不足分は65歳以上の人の保険料を充てています。

介護保険料の財源は、保険料と公費(国・県・市など)がそれぞれ半分ずつ負担をしています。このうち40~64歳の人々が納める保険料が費用全体の29%、65歳以上の人々が納める保険料がそれぞれ負担し、社会全体で制度を支える仕組みになっています。

介護保険料が見直された理由

今後、市内の65歳以上の人口は、ふえ続け、要介護認定者数も増加し続けることが想定されています。そのため、市は高齢者が安心して介護を受けられるよう、地域密着型サービスの充実や、特別養護老人ホームなどの施設整備を進めてきました。そのことにより、これまで以上に介護保険を利用する人が増加することが見込まれます。

こうした状況を踏まえ、介護保険サービスを維持していくためには、これまでの約1・2倍の費用が必要になることが見込まれるため、保険料が上昇することになりました。

負担能力に応じた保険料負担

介護給付費の増加に伴い、保険料負担が増大している中で、より安定的に介護保険制度を運営するためには、これまで以上に、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい所得段階の設定を図る必要があります。

そこで、保険料の段階を所得に応じて調整し、負担能力に応じた設定をすることで、所得金額の低い人への保険料の負担軽減を図りました。そのため、平成21~23年度において10段階であった所得段階は、平成24年度から14段階になります。

【65歳以上の人の介護保険料(平成24~26年度)】

所得段階	対象区分			基準額に対する割合	保険料額(年額)
第1段階	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者			基準額 × 0.50	2万9,400円
第2段階	本人が市民税非課税	世帯員全員が市民税非課税	80万円以下	基準額 × 0.70	4万1,160円
第3段階			80万円超 120万円以下	基準額 × 0.75	4万4,100円
第4段階			120万円超	基準額 × 0.83	4万8,804円
第5段階		世帯員に市民税課税者がいる	80万円以下	基準額 × 0.83	4万8,804円
第6段階(基準額)			80万円超	基準額	5万8,800円
第7段階		本人が市民税課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額	125万円未満	基準額 × 1.08
第8段階	125万円以上 200万円未満			基準額 × 1.25	7万3,500円
第9段階	200万円以上 300万円未満			基準額 × 1.50	8万8,200円
第10段階	300万円以上 500万円未満			基準額 × 1.60	9万4,080円
第11段階	500万円以上 700万円未満			基準額 × 1.80	10万5,840円
第12段階	700万円以上 1,000万円未満			基準額 × 1.90	11万1,720円
第13段階	1,000万円以上 1,500万円未満			基準額 × 2.05	12万 540円
第14段階	1,500万円以上			基準額 × 2.25	13万2,300円

保険料額の上昇抑制

高齢化の進行などにより、介護保険料の大幅な上昇が見込まれます。そのため、県に設置されている財政安定化基金(国・県・市で3分の1ずつ拠出)を取り崩すことにより、保険料額の上昇を抑制します。

問い合わせ
介護保険課

TEL (55) 2767
FAX (51) 0321